○駐車場法施行令(昭和三十二年政令第三百四十号)(抄)

_
傍
線
部
分
は
改
Œ
部
分

対側及びその左右二十メートル以内の部分を含む。)	その左右二十メートル以内の部分をされている道路以夕の道路にあって
こ分離されている道各以外の道各こあっては、当亥出入石線又は柵その他これに類する工作物により車線が往復	川こ分雅されて、る道各以外の道各こあつては、当亥出入コ縁石線又は柵その他これに類する工作物により車線が往復の
れた歩道を有する道路及び当該出入口に接する歩道を有し、かつ	れた歩道を有する道路及び当該出入口に接する歩道を有し、かつ
口から二十メートル以内の部分(当該出入口に接する柵の設けら	口から二十メートル以内の部分(当該出入口に接する柵の設けら
療施設児童心理治療施設、児童公園、児童遊園又は児童館の出入	療施設児童心理治療施設、児童公園、児童遊園又は児童館の出入
定こども園、保育所、児童発達支援センター、情緒障害児短期治	定こども園、保育所、児童発達支援センター、情緒障害児短期治
ハ 幼稚園、小学校、義務教育学校、特別支援学校、幼保連携型認	ハ 幼稚園、小学校、義務教育学校、特別支援学校、幼保連携型認
以内の道路の部分	以内の道路の部分
ロ 横断歩道橋(地下横断歩道を含む。)の昇降口から五メートル	ロ 横断歩道橋(地下横断歩道を含む。)の昇降口から五メートル
イ 道路交通法第四十四条各号に掲げる道路の部分	イ 道路交通法第四十四条各号に掲げる道路の部分
と。	と。
一次に掲げる道路又はその部分以外の道路又はその部分に設けるこ	一 次に掲げる道路又はその部分以外の道路又はその部分に設けるこ
のとおりとする。	のとおりとする。
接する部分をいう。以下この条において同じ。)に関するものは、次	接する部分をいう。以下この条において同じ。)に関するものは、次
口(路外駐車場の自動車の入口で自動車の車路の路面が道路の路面に	口(路外駐車場の自動車の入口で自動車の車路の路面が道路の路面に
。)の路面に接する部分をいう。以下この条において同じ。)及び入	。)の路面に接する部分をいう。以下この条において同じ。)及び入
第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下この条において同じ	第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下この条において同じ
路外駐車場の自動車の出口で自動車の車路の路面が道路(道路交通法	路外駐車場の自動車の出口で自動車の車路の路面が道路(道路交通法
第七条 法第十一条の政令で定める技術的基準のうち、自動車の出口(	第七条 法第十一条の政令で定める技術的基準のうち、自動車の出口(
(自動車の出口及び入口に関する技術的基準)	(自動車の出口及び入口に関する技術的基準)
現	改正案

橋

幅員 が六 メ 1 1

ホ 縦 断勾配 が + ーセントを超える道 ル 未満  $\mathcal{O}$ 道

路

\_ 五. 略

2 その により、 て、 路又はその 全な交通 前 部 必 項 一要な変速車線を設けること、 分 第 玉  $\mathcal{O}$ (当該道路 部分に該当するものを除く。 号 確保に支障がな 土交通大臣が当該出口又は入口を設ける道路の が規 定 は、 又はその部分以外の 自 1 動 と認めるも 車 . О 出 必要な交通整理が 口又は入口 同号イからへ のに に設ける路外駐 つい を次に掲げる道路又は ては、 行 までに掲げる道 適 わ 円滑 用 れ 車 半場であ しな ること等 ごかつ安 0

側端及び ネル に限る。

る道路の

部

分 法

(同<sub>大</sub>

条第

一号に掲げ

る道路の

部分にあつては

交差点

道

路

交

通

第四

十四四

条

第

뭉

第

号

第四

号 又

は 第

五.

号

に 揭

(削る)

(削る)

橋

三二 幅員が六 メ ル 未満 0 道路

3 ては 見  $\mathcal{O}$ 5  $\vdash$ を聴 場 ン 玉 か **%合にあ** 関係 でしめ、 ネ 土交通大臣 カコ ル のある道 な を 除く。 け つては関 自 ればならない 動 は、 車 路管理者及び都道府県公安委員会と協議  $\mathcal{O}$ 係の 前 又は同項 出 項の П のある道 又 規定による認定をしようとするときは、 は 第三 入 口 路 一号に掲げる道路 管理 を 同 一者及び都道府県公安委員 項 第 号に掲げる道路の に設ける場合にあ 会の その 部 分( 意 他 あ 0

橋

ホ 幅員 が \*六メ  $\vdash$ ル 未満

 $\mathcal{O}$ 

道

縦 **松断勾配** が 十 パ ] セン } ・を超える道路

5 Ŧī. 略

2

て、 その 全な交通 により、 路又はその部分に該当 前 部 前項 必 項 要 分 第 な変速車線を設けること、 国土交通大臣が当該出口又は入口を設ける道路の 第 0 (当該道路又はその部分以外の 号の 確保に 号 規 イ に支障が 定は、 に掲げる道 「するもの な 自 動 1 と認め 路 車 を除く。 0 0 部 出 るもの 必要な交通整理が 分の  $\Box$ 又は入口 うち 同 に設け 1号イからへまでに掲げる道 に 0 を次に掲げる道 次 る路路 に掲げ ては、 外駐 行 るも わ 適 用 円滑かつ安 れ 車 半場であ ること等 L 路又は な 0

交差点  $\mathcal{O}$ 側 端 はそこから 五. 以 内 道 部

ロイ ネル

橋

(新

3

5

に

府県 会と協議 設ける場合にあ か 国土交通大臣 でしめ、 公安委員 自 会の その 動 は、 車 他の 意見  $\mathcal{O}$ ては関係 前項 出 を聴 場合にあつては関係のある道路管理者及び都道 П 又は  $\hat{O}$ か 規定による認定をしようとするときは、 なけ 0 入口 ある道路管理者及び . を 同 れ ば 項 ならな 第 号イに掲げる道 都道 府県 路 0 部

員 分 あ

4

4

略

略